



様式第1号(第2条関係)

令和8年4月 30日

令和7年度 政務活動費収支報告書

鳥取県議会議長 福田 俊史 様

鳥取県議会議員

語堂 正範

1 交付を受けた政務活動費の額

3,000,000 円

2 政務活動費を充てた支出の額

項 目	金 額	主な支出の内訳
調 査 研 究 費	463,670 円	日本海政経懇話会会費、内外情勢調査会会費 北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連 盟県外調査費
研 修 費	0	
会 議 費	0	
資 料 作 成 費	0	
資 料 購 入 費	28,160	政経レポート購読料
広 報 費	726,565	HP管理運営費、県政レポート印刷・作成費
事 務 所 費	1,004,258	事務所家賃・光熱水費
事 務 費	0	
人 件 費	0	
合 計	2,222,653	

3 支出に充てない残額

777,347 円

令和7年度 政務活動費出納簿

合計		議員名：語堂 正範										(単位:円)
月	収 入	支 出										残 高
		調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
4月	750,000	160,050	0	0	0	0	0	82,344	0	0	242,394	507,606
5月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	507,606
6月	0	0	0	0	0	0	173,250	72,840	0	0	246,090	261,516
7月	750,000	0	0	0	0	0	187,000	67,620	0	0	254,620	756,896
8月	0	118,097	0	0	0	0	0	70,411	0	0	188,508	568,388
9月	0	0	0	0	0	0	96,315	98,032	0	0	194,347	374,041
10月	750,000	0	0	0	0	0	0	70,844	0	0	70,844	1,053,197
11月	0	118,800	0	0	0	0	0	0	0	0	118,800	934,397
12月	0	0	0	0	0	0	150,000	139,386	0	0	289,386	645,011
1月	750,000	0	0	0	0	0	0	82,874	0	0	82,874	1,312,137
2月	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,312,137
3月	0	66,723	0	0	0	28,160	120,000	319,907	0	0	534,790	777,347
合 計	3,000,000	463,670	0	0	0	28,160	726,565	1,004,258	0	0	2,222,653	777,347

令和7年度 政務活動費出納簿

議員名: 語堂 正範 (単位:円)													
4月分													
期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出									
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計
10月8日	内外情勢調査会 会費 (R6.10~R7.9月分)	237600円 × 6/12力月=118800円		118,800									118,800
3月31日	日本海政経懇話会2025年会費 (日本海新聞社)	55000円 × 9/12力月=41250円		41,250									41,250
4月10日	第1四半期交付分		750,000										0
4月28日	4月分議員事務所賃借料	91494円 × 9/10 =82344円								82,344			82,344
4月 計			750,000	160,050	0	0	0	0	0	82,344	0	0	242,394

領収書等の番号

令和7年度 政務活動費出納簿

5月分

議員名:

語堂 正範

(単位:円)

[illegible]

令和7年度 政務活動費出納簿

6月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
6月30日	5月分議員事務所賃借料	80934円 × 9/10 =72840円								72,840			72,840	1-2
6月30日	県政レポート印刷	121000円 × 95% =114950円							114,950				114,950	3-1
6月30日	活動報告レポート	58300円 × 100% =58300円							58,300				58,300	3-2
6月 計			0	0	0	0	0	0	173,250	72,840	0	0	246,090	

令和7年度 政務活動費出納簿

7月分															議員名:	語堂 正範	(単位:円)
期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号			
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計				
7月7日	HP管理(4月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-1			
7月7日	HP管理(5月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-2			
7月7日	HP管理(6月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-3			
7月7日	県政レポート等制作	60000円 × 95% =57000 円 40000円 × 100%=40000円							97,000				97,000	3-3			
7月10日	第2四半期交付分		750,000										0				
7月18日	6月分事務所賃借料	75134円 × 9/10 =67620円								67,620			67,620	1-3			
7月 計			750,000	0	0	0	0	0	187,000	67,620	0	0	254,620				

令和7年度 政務活動費出納簿

8月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
8月13日	7月分事務所賃借料	78235円 × 9/10 =70411円								70,411			70,411	1-4
8月18日	北朝鮮拉致問題早期解決促進為 取県議会議員連盟県外調査 (8/18-19)	125497 - 7400 =118097円		118,097									118,097	8-1
8月 計			0	118,097	0	0	0	0	0	70,411	0	0	188,508	

令和7年度 政務活動費出納簿

9月分										議員名:		語堂 正範		(単位:円)	
期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号	
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計		
9月9日	8月分事務所賃借料	108925円 × 9/10 =98032円								98,032			98,032	1-5	
9月29日	県政レポート折り込み料	101385円 × 95% =96315円							96,315				96,315	3-4	
9月 計			0	0	0	0	0	0	96,315	98,032	0	0	194,347		

令和7年度 政務活動費出納簿

10月分				議員名: 語堂 正範 (単位:円)										領収書等の番号
期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
10月6日	9月分事務所賃借料	78716円 × 9/10 =70844円								70,844			70,844	1-6
10月10日	第3四半期交付分		750,000										0	
10月 計			750,000	0	0	0	0	0	0	70,844	0	0	70,844	

令和7年度 政務活動費出納簿

11月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

[illegible]

令和7年度 政務活動費出納簿

12月分				議員名: 語堂 正範 (単位:円)										領収書等の番号
期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
12月8日	HP管理(7月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-4
12月8日	HP管理(8月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-5
12月8日	HP管理(9月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-6
12月8日	HP管理(10月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-7
12月8日	HP管理(11月分)	60000円÷2=30000円							30,000				30,000	2-8
12月18日	10月分事務所賃借料	74779円 × 9/10 = 67301円								67,301			67,301	1-7
12月18日	11月分事務所賃借料	80095円 × 9/10 = 72085円								72,085			72,085	1-8
12月 計			0	0	0	0	0	0	150,000	139,386	0	0	289,386	

令和7年度 政務活動費出納簿

1月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等 の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
1月5日	12月分事務所賃借料	92083円 × 9/10 = 82874円								82,874			82,874	1-9
1月13日	第4四半期交付分		750,000										0	
1月 計			750,000	0	0	0	0	0	0	82,874	0	0	82,874	

令和7年度 政務活動費出納簿

3月分

議員名: 語堂 正範 (単位:円)

期 日	摘 要	算出方法等	収 入	支 出										領収書等の番号
				調査研究費	研修費	会議費	資料作成費	資料購入費	広報費	事務所費	事務費	人件費	支出計	
3月3日	1月分事務所賃借料	127621円 × 9/10 = 114858円								114,858			114,858	1-10
3月3日	2月分事務所賃借料	126062円 × 9/10 = 113455円								113,455			113,455	1-11
3月30日	日本海政経懇話会2026年会費(日本海新聞社)	55000円 × 3/12ヵ月=13750円		13,750									13,750	5-2
4月2日	3月分事務所賃借料	101772円 × 9/10 = 91594円								91,594			91,594	1-12
4月17日	政経レポート(R7.4~R8.3月分)							28,160					28,160	6-1
4月18日	HP管理(12月分)	60000円 ÷ 2=30000円							30,000				30,000	2-9
4月18日	HP管理(1月分)	60000円 ÷ 2=30000円							30,000				30,000	2-10
4月18日	HP管理(2月分)	60000円 ÷ 2=30000円							30,000				30,000	2-11
4月18日	HP管理(3月分)	60000円 ÷ 2=30000円							30,000				30,000	2-12
3月31日	会派・議員連盟関係政務活動費			52,973									52,973	7-1
3月 計			0	66,723	0	0	0	28,160	120,000	319,907	0	0	534,790	

令和7年度 政務活動事務所状況報告書

議員名： 語堂正範

1 所在地・所有形態

所在地：鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

電話番号：0858-27-1495

FAX番号：0858-27-1496

設置形態

- ☐ 自宅敷地外
☐ 自宅敷地内別棟
☐ 自宅の一部を専用使用
☐ 自宅と兼用

所有形態

- ☐ 自己所有（生計を一にする親族名義を含む）
☒ 賃借
 ☒ 第三者所有（賃貸借契約先 有限会社フォーユー）
 ☐ 関連会社（会社名）
 ☐ 生計を一にしない親族

2 兼用の有無と按分の積算

他用途との兼用

☐ 有り

- ☐ 自宅
☐ 後援会事務所
☐ 政党事務所
☐ その他

☐ 使用実態による按分

- ☐ 使用時間割
（政務活動使用時間
☐ 使用面積割
（政務活動使用面積
☐ その他
（根拠：

按分率(A)	
/	%

h/事務所使用時間 h)

m²/事務所面積 m²)

☒ 無し

按分率(C)
9/10

☐ 明確に区分できない場合

按分率(B)				
☐ 1/2	☐ 1/3	☐ 1/4	☐ (	)

* 兼用の数による按分とする。

* 後援会事務所や政党事務所を別に設置されている場合は、参考までにその所在地を記入ください。

後援会事務所住所：東伯郡琴浦町上伊勢118番地

政党事務所住所：東伯郡琴浦町上伊勢118番地

(記載上の注意)

- ・年度中途に設置状況や活動状況に変動がある場合は、その都度作成すること(選挙時は特に注意すること)。
- ・複数の政務活動事務所がある場合は、事務所ごとに作成すること。

費目ごとの按分率一覧

議員名：

語堂正範

1 事務所費

按分率＝

9 / 10	90%
--------	-----

 ←「政務活動事務所状況報告書」のA・B・Cのいずれか

- | | | | |
|--|---|---|------------------------------|
| ☒ 事務所賃借料 | ☒ 電気代 | ☒ 上下水道代 | ☐ その他 |
| ☐ 駐車場賃借料 | ☐ ガス代 | ☐ 灯油代 | |

2 事務費

(1) 固定電話・ファクシミリ ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

① 固定電話（ファクシミリ兼用含む） (番号 — —)

- ☐ 自宅設置 . . . 1 / 2
- ☐ 事務所設置 . . . 事務所費の按分率による

② ファクシミリ専用 (番号 — —)

- ☐ 自宅設置 . . . 1 / 2
- ☐ 事務所設置 . . . 事務所費の按分率による

(2) インターネット回線使用料、プロバイダ料

① (契約先 —)

- ☐ 接続環境が事務所以外の場合 . . . 1 / 2
- ☐ 接続環境が事務所の場合 . . . 事務所費の按分率による

② (契約先 —)

- ☐ 接続環境が事務所以外の場合 . . . 1 / 2
- ☐ 接続環境が事務所の場合 . . . 事務所費の按分率による

(3) 携帯電話 ※以下の按分率によらない場合は、通話明細を添付すること

(番号 — —)

- ☐ 政務活動以外(私用など)にも使う場合 . . . 1 / 2
- ☐ 政務活動用携帯電話を別に持つ場合 . . . 9 / 10

⇒政務活動用以外の携帯電話の番号を以下に記載願います。

(番号 — —)

(4) 消耗品、備品等

- ☐ 自宅や外出先で使用する場合 . . . 1 / 2
- ☐ 事務所で使用する場合 . . . 事務所費の按分率による

3 広報費 ※印刷物(はがきを含む)については、成果物を1部添付すること

(1) 広報紙印刷費・送料

- ☒ 政務活動以外(後援会活動など)に係る部分が含まれる場合 . . . 面積按分
- ☐ 政務活動のみの場合 . . . 10 / 10

賃貸借契約書

次の当事者間において、~~建~~ 物 賃貸借をするため次の契約を締結する。

第1条 賃貸人 ~~フオーエー~~ は、その所有にかかる次の表示の

を賃借人 語堂正範 に賃貸し、使用せしめることを約し、

賃借人 語堂正範 はこれを賃借し賃料を支払うことを約した。

物件の表示

町

番地所在

1 建 物 ---- 鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

2

3

第2条 賃借人は、本契約と同時に敷金として金 _____ 円也を賃貸人に預託するものとする。

第3条 賃料は1ヵ月金 60,000 円、及び、共益費 使用実費 円也とし、毎月 末 日限り前家賃として賃貸人の住所に持参し、または、賃貸人の指定する金融機関に振込により支払う。

第4条 この賃貸借期間は、2022 年 6 月 1 日から 2023 年 4 月 30 日までの 年とする。ただし、両当事者協議の上期間を更新することができる。

第5条 賃借人は、本物件を 事務所 に使用し、他の用途に使用することはできない。

~~第6条 賃借人は、賃貸人の承諾がなければ賃借権の譲渡、または賃借物件を転貸し、または、同居人を置くことができない。~~

~~第7条 賃借人は、賃貸人の承諾がなければ賃借物件の造作、模様替等を行うことができない。この費用は賃貸人の負担となる。~~

第8条 賃借人は、賃貸建物内において危険若しくは近隣に迷惑となるべき行為をしてはならない。

第9条 賃借人は、その責に帰すべき事由により、賃借建物を滅失またはき損せしめたときは、その賠償の責に任ずる。

第10条 賃借人が、賃料の支払いを1ヵ月以上怠ったときは、催告のうえで、賃貸人は賃貸借契約を解除することができる。

第11条 第3条の賃料について、契約期間内といえども物価の変動その他の事由によつては、当事者協議のうえ、これを増減することができる。

第12条 賃借人が、第5条から第8条までの規定の何れかに違反したときは、賃貸人は賃貸借契約を解除することができる。

~~第13条 賃借人が、第9条の規定に基づく賠償金を支払わず、または賃料の支払いを怠ったときは、賃貸人は敷金をもってこの弁済に充当することができる。~~

~~第14条 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、かつ賃借人が賃借物件を明け渡したときは、敷金からを償却し、残額を賃借人に返還する。~~
~~敷金には利子を付さない。~~

第15条 賃借人は、賃借物件明け渡しの際はこれを現状に復さなければならない。ただし、賃貸人の同意があれば現姿のままとする。

~~第16条 連帯保証人があるときは、賃借人の賃料支払等一切の債務を賃借人と連帯して履行することを要する。~~

第17条 賃借人が、契約期間内に賃借物件を明け渡し契約を解除しようとするときは、明け渡し1ヵ月前に賃貸人に申し出なければならない。万一予告のないときは、1ヵ月分の賃料を支払うものとする。

(特約事項)

- (1) 賃料等の振込先は、
農業協同組合 倉吉駅前支店 普通預金
通陰合同 銀行 信用金庫 支店

口座番号 2664188

番 名義 株式会社フォーエス

(2)

以上の契約を証するため、本契約書を2通作成し各当事者署名捺印して、各1通ずつ保有する。

平成 年 月 日

貸 貸 人 住 所
氏 名

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6
有限会社 フォーエー
代表取締役 杉本一道 印

貸 借 人 住 所
氏 名

鳥取県東伯郡琴浦町大字上伊勢118番地
語堂正範 印

連帯保証人 住 所
氏 名

_____ 印

宅地建物取引業者

建設大臣
免許番号 () 第 号
鳥取県知事

事務所所在地

商 号

代表者氏名

取引主任者氏名 (登録番号 号)

印

宅地建物取引業者 免許番号 建設大臣
() 号
鳥取県知事

事務所所在地

商 号

代表者氏名

取引主任者氏名 (登録番号 号)

印

印

請求書

7年 4.28

No. 35

1-1

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

記録番号

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額

品名	数量	単価	金額(税別)	税率	税額
前期繰入金			1,000/10		
			1,000/10		
建物賃借料			60,000		
電力料			27,635		
水道料			1,669		
水道料			2,200		
合計(税込)			91,494		

コード 6-322

領収証

No. 35

三石 夢一 様

7年 4月 28日

★ 91,494
但 前期繰入金: 25,000円
上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

領 収 証

No. 3.6. 1-2

三浦 正一様

7年 6月30日

請 求 書

7年 6.29

No. 37.

★ 87934

但 三浦 正一様

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

1-3

領 収 証

No. 37.

三浦 正一様

7年 7月18日

★ 75134

但 三浦 正一様

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

様 有限会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額

前期繰越金

建 物

賃 借 料

電 力 料

水 道 料

水 道 料

合計(税抜・税込)

次期繰越金

請 求 書

7年 7.28 日 No. 3.8

1-4

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額

78,235-

品名	数量	単価	金額	税率	税額
前期繰越金			56,250-		
運 物			5,293.4		
賃 借 料			2,614.4		
電 力 料			6,000.0		
水 道 料			14,366.0		
水 道 料			1,667.0		
水 道 料			2,205.0		
合 計 (税込・税込)			78,235-		
次期繰越金					

コクヨ W-322

領 収 証

No. 38

語堂心苑 様

7年8.13 日

★ 78,235-
但 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等 (%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

請求書

7 年 8.28

No. 39

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

1-5

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額		108,925-	
品名	数量	単価	金額
前期繰越金			25,236
建物			
賃借料			63,000
電力料			2,013
水道料			14,657
水道料			3,255
合計(前期繰越金)			108,925-
次期繰越金			

コウモ ウ-022

領収証

No. 39

語堂 正 様

7. 9. 月 9 日

★ 108,925-
但 語堂 正 様 領収いたしました
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

領 収 証

No. 41

1-7

7月12日 18

二五〇五
三〇五
三〇五
様

★ 74778-

但 株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6
有限会社 フォーユー

1-8

領 収 証

No. 42

7月12日 18

二五〇五
三〇五
三〇五
様

★ 80095-

但 株式会社 〇〇〇〇 〇〇〇〇
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6
有限会社 フォーユー

請 求 書

7.11.28

42

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

下記のとおり請求申し上げます

税込合計金額

前期繰越金

建 物

賃 借 料

電 力 料

水 道 料

水 道 料

合計(税込)

次期繰越金

1-9

請求書

7.12.25

No.

43

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

株式会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

請求番号

税込合計金額

92,083

消費税額等

品名	数量	単価	金額	消費税	合計
前期繰越金					
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
合計 (税込)					
次期繰越金					

コクヨ ウ-322

領収証

No.

43

三井物産株式会社様

年8.1月 6日

★

92,083

但

上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

株式会社 フォーユー

領 収 証

No.

45

1-10

8.3月3日

請 求 書

8.2.27

45

二五ホーテ
様

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 253,683

★ 126062-
但 前金 35,000 27P
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

1-11

No.

44

領 収 証

8.3月3日

二五ホーテ
様

★ 27,621-
但 前金 35,000 27P
上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 フォーユー

129	前期繰越金	127,621
208	建 物	
	賃 借 料	6,000
	電 力 料	5,956
	水 道 料	3,006
	水 道 料	3,190
		(27,621)
	合計(税抜)	253,683

コナミ 7-322

1-12

請求書 8.3.25 No. 46

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6

有限会社 ツォーユー

下記のとおり御請求申し上げます

税込合計金額 101,772

品目	数量	単価	金額	税率	税額
前期繰越金			25,781		
前期繰越金			25,781		
建物賃借料			6,000		
電力料			3,890		
水道料			1,478		
水道料			2,323		
合計(税抜+税込)			101,772		
次期繰越金					

123 7 322

領収証

No. 46

有限会社 ツォーユー 様

4月2日

★ 101,772
但 上記正に領収いたしました

内訳
税抜金額
消費税額等(%)

鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾461番地6
有限会社 ツォーユー

領収書

2-1

語堂 正範 様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2025年4月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

実施内容

金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計

¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773



領収書

2-2

語堂 正範 様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2025年5月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

実施内容

金額

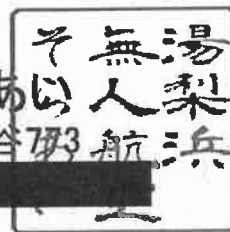
ホームページ管理等

¥60,000 -

計

¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773



領収書

2-3

語堂 正範 様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2025年6月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

実施内容

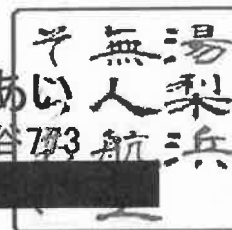
金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計 ¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773



領収書

2-4

語堂 正範 様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2025年7月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

実施内容

金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計

¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773



領収書

2-5

語堂 正範 様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2025年8月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

実施内容

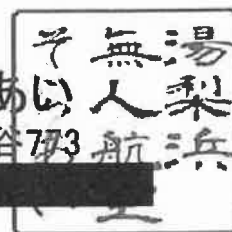
金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計 ¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあ
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773



領収書

2-6

語堂 正範 様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2025年9月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

実施内容

金額

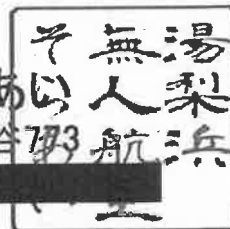
ホームページ管理等

¥60,000 -

計

¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあ
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷743



領収書

2-7

語堂 正範 様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2025年10月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

実施内容

金額

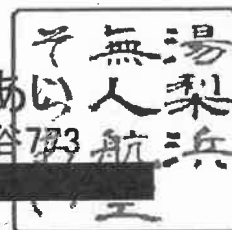
ホームページ管理等

¥60,000 -

計

¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷723



領収書

2-8

語堂 正範

様

¥ 60,000 —

価格は税込み

但 2025年11月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

実施内容

金額

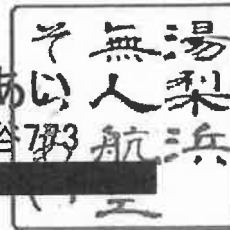
ホームページ管理等

¥60,000 —

計

¥ 60,000 —

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773



領収書

2-9

語堂 正範 様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2025年12月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

実施内容

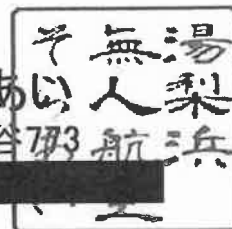
金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計 ¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあい人梨
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773 航浜



領収書

2-10

語堂 正範 様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2026年1月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

実施内容

金額

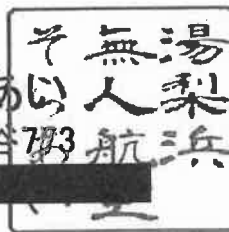
ホームページ管理等

¥60,000 -

計

¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773



領収書

2-11

語堂 正範 様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2026年2月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

実施内容

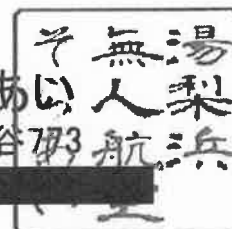
金額

ホームページ管理等

¥60,000 -

計 ¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773



領収書

2-12

語堂 正範

様

¥ 60,000 -

価格は税込み

但 2026年3月に於ける諸作業代として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

実施内容

金額

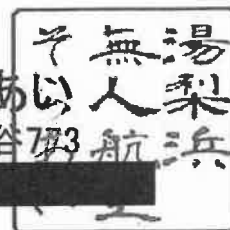
ホームページ管理等

¥60,000 -

計

¥ 60,000 -

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773



納品書

2025 年 6 月 20 日

語堂正範

勝美印刷株式会社 鳥取支店

様

登録番号 79-0100-0100-1855

支店長 田中 篤志

鳥取県東伯郡湯梨浜町はついで長瀬818-1

電話 0858-35-4411 FAX 0858-48-5010

下記の通り納品いたします。

合計金額 ¥121,000 - (うち消費税10% ¥11,000 -)

	品名	数量	単位	単価	金額	備考
7706000241 0000083149	県政報告レポート	15,000	枚		110,000	

小計	10%対象	110,000	消費税	11,000	合計額	121,000
	非課税	0		(10%)		

3-1

領収証

No. 022403

様

年 6 月 20 日



但し

上記の金額正に領収いたしました。

現金	
小切手	
相殺	
振込	
約手	/



鳥取県東伯郡湯梨浜町はついで長瀬818-1
勝美印刷株式会社鳥取支店

支店長 田中 篤志

TEL (0858) 35-4411 (代)
FAX (0858) 48-5010

取扱者印



2020.11.50

(本証に社印及び取扱者印なきもの並びに金額の訂正したものは無効です。)

県政レポート按分計算

全体面積 $21.0\text{cm} \times 29.7\text{cm} \times 4\text{ページ} = 2,494.8\text{cm}^2$

除外部分（経歴） $21.0\text{cm} \times 5.5\text{cm} = 115.5\text{cm}^2$

按分率 $(2,494.8\text{cm}^2 - 115.5\text{cm}^2) \div 2,494.8\text{cm}^2 \times 100 \approx 95\%$

東伯郡 選出 鳥取県会議員

ごとう まさのり
語堂 正範

県政レポート

令和6年(2024年)3月版

経歴

【自己紹介】

昭和54年(1979年)2月10日 鳥取県生まれ
平成3年(1991年)東伯町立 浦安小学校 卒業
平成6年(1994年)東伯町立 東伯中学校 卒業
平成9年(1997年)倉吉北高等学校 卒業
平成13年(2001年)東京農業大学 農学部 卒業

【議員歴】

平成22年(2010年)1月 琴浦町議会議員 初当選
平成26年(2014年)1月 琴浦町議会議員 当選(2期)
平成31年(2019年)4月 鳥取県議会議員 初当選
令和5年(2023年)4月 鳥取県議会議員 当選(2期)

(資格・段位など、詳細はホームページに記載してございます)

常任委員会



総務教育常任委員会の委員長として、より良い県政を実現するため尽力して参ります。

総務教育常任委員会は鳥取県の総務を司る委員会です。
財政、教育、公立学校の在り方や児童・生徒のことは勿論、教職員の方々についての事を考える常任委員会です。

県政活動報告

鳥取の県政をもっと身近に！

ホームページでのご報告や動画も随時更新しております。



未来に向けて Web・IoT 社会実装！2023年度メイカースチャレンジ PLUS in 鳥取！
この動画の中で7日とります「WebIoT 2023年度メイカースチャレンジPLUS in 鳥取」



2024年1月 活動報告と2月定例会について！鳥取県議会議員 語堂正範（ごとう まさのり）
今日の動画では2024年1月の活動報告と、鳥取県議会議員としての鳥取県の実情。そして、



令和6年 鳥取半島地震 被災者の声 ～ 11人家族の追悼 ～
この日は鳥取半島地震の被害で津波から命を救った被災者の方々の追悼と、被災地の状況や復興の状況。



鳥取県議会 令和5年（2023年）11月定例会 答弁・議決 令和5年（2023年）11月定例会 答弁・議決
令和5年（2023年）11月定例会の一般質問 答弁の録音を動画にてお伝えします。今週の定例。



鳥取県議会 令和5年（2023年）11月定例会の一般質問 答弁・議決
令和5年（2023年）11月定例会の一般質問 答弁の録音を動画にてお伝えします。今週の定例。



令和5年度（2023年度）鳥取県議会議員の活動報告
令和5年度（2023年度）鳥取県議会議員の活動報告

ごとう まさのり



動画はホームページ下部

またはYouTubeチャンネルよりご覧下さい。



語堂正範 チャンネル



ホームページ



発行人：語堂正範 〒689-2311 鳥取県東伯郡琴浦町中尾461-6

電子メール

電話 0858-27-1495

FAX 0858-27-1496

令和5年 6月定例会 一般質問

① 地域における食料安全保障の確立について 【知事】

質問 水稻栽培においてグラデーションをつけ、食用米はもとより、飼料用米、飼料用稲、酒米、米粉用米を地域ごとに栽培し、多様なニーズに応えることのできる体制整備が必要と考えるがどうか。

答弁 食用米については発信等に努めて高くお米を売る取組を進めていく。飼料用米、飼料用稲については水田を守っていくためにも、需要家とのマッチングを図り展開していく。
酒米生産についてはしっかり栽培が進むよう努めていく。米粉用米については食パラダイス鳥取として、グルテンフリーの食品の新規開発に対する支援等を行っていく。

② 伸びのびトークについて 【知事】

質問 伸びのびトークは県民が知事や県幹部と地域の取組や課題等について対話する貴重な機会であり、これをきっかけに政策実現へ発展するなど成果に結びつく取組でもあります。新型コロナも5類へ移行した頃合いなので、改めて取り組まれてはどうか。

答弁 伸びのびトークはコロナ禍で実施が難しかった。今日もお話しがあったので、再開したい。

③ デジタルの推進に向けた地域経済の活性化について 【知事】

質問 コンテンツビジネスや産業DXによる地域経済の活性化に注力すべきである。鳥取県産業未来共創条例を踏まえ、展開していくべきではないか。

答弁 この条例と連動させながら、産業界の支援、あるいはコンテンツビジネスなどの助成、発展、育成を図って行きたい。

令和5年 9月定例会 一般質問

① 誰もが産み育てやすい環境の整備について 【知事・教育長・病院事業管理者】

質問 中部は東部や西部と比べ、産後ケア施設が足りない。

シン・子育て王国とっとり運動を推進する鳥取県において、子供を産み育てやすい環境整備は何より優先すべき課題であるがどうか。

答弁 中部では産後ケアの施設がいま一つ伸びていない。助産師を病院に派遣し、産後ケア施設として機能をさせる、支援事業を新年度に向け検討する。

② 持続可能な農業の維持・拡大について 【知事】

質問 鳥取県では農村RMOの事例がないように聞いている。中山間地域の農業や地域を守るためにも必要な取組と考えるがどうか。

答弁 農村RMOについては、残念ながらまだ本県の中で目の目を見ていない。取り組まれる地域に対しては我々も支援をしていきたい。

質問 がんばる農家プランは、規模拡大、新しい作物に取り組む農家などに対して効果的に活用されてきた事業。しかし、昨今の物価高騰、農地集積に伴う規模拡大に合わせ経費が大きくなってきており、現在 上限金額では新たな取組が難しい農業者が増えてきている。事業の制度設計を見直す必要があるのではないか。

答弁 農家プランについては、最近はやはり資材費が高騰していることなど、資材費の動向などを見て引き上げることも考えることが適切なのかもしれない。当初予算に向け、協議する。

③ 高等学校の在り方について 【知事・教育長】

質問 県外生の受入れを促進していくには、その基盤となる寮の整備は不可欠である。県単独では難しいのであれば、市町村、私立高校と協力し、整備を行ってはどうか。

答弁 市町村や私立高校も含めた受入れ環境整備、これは保護者にとっても重要な視点である。様々な形を工夫しながら検討したい。

令和5年 11月定例会 一般質問

① 療育支援について 【知事】

質問 障害児支援として児童発達支援、放課後等デイサービスなど、障がい者プランにおけるサービス需要見込みと現在のサービス提供体制はおおむね整っていると認識している。しかし、人手不足で運営に支障を来している施設もあるように聞く。施設の施設運営に必要な児童指導員、保育士などの人材確保できる仕組みづくりを。

答弁 人材のマッチングについては、県社協またハローワークと円滑にいくよう話し合う。

② 県内全域における農業振興について 【知事】

質問 地域計画の実施主体は市町村ではあるが、なかなか苦戦している。実効性のある計画策定に向け、県のほうの後押しをお願いしたい。

答弁 農業を考える上で必須なものだという御理解をいただきながら、策定を後押しする。

③ 高等学校の魅力化について 【知事・教育長】

質問 基本方針における小規模校の在り方に関する基準を定めたとき、学級減が連続して行われることを想定していたのか、すごく疑問である。疑問再編候補高校である育英高校の既存自治体である北栄町からの要望書は教育長に届いている。慎重に慎重を期して検討し、教育長が北栄町長に投げた学級再編というボールは、要望書という形で教育長に投げ返されている。このボールを教育長はどのように返球するのか。

答弁 地元では機運も高まっており、町長からボールも返ってきた。そういう状況の変化は当然であり、今後の在り方、状況をしっかり考え、町の支援に目を向けながら、慎重に検討を進めていく。

④ アクティビティを活用した観光振興について 【知事】

質問 市町村が行う国際交流の後押しについて、県としてどのように考えているのか。

答弁 国際的な観光振興、交流推進による人材育成や産業振興、このようなことは一般論としてどの国ともチャンスを見つけて我々は進めていく。

令和6年 2月定例会 一般質問

① デジタル人材の育成と社会実装に向けた拠点づくりについて 【知事】

質問 メイカーズチャレンジのようなシステム開発を行うことができる拠点が必要ではないか。

答弁 メイカーズチャレンジについては、県政顧問の御協力もいただき進めている。県のほうでは実行委員会をつくり、産学官連携型でのDX人材、いろんな技術、これを他の製造業等いろんな産業振興、人材育成としたフェアを新年度には展開する。

② みどりの食料システム戦略の推進と持続可能な農業について 【知事】

質問 私は農家と適正価格で取引された団体や事業者を県が認証する仕組み、県版フェアトレードのような政策を検討されてはと考えている。

県として次年度は県版フェアプライスプロジェクトを行うとのことだが、フェアプライスプロジェクトも農家の所得確保・向上が目的。私は農家の持続可能な経営を実現するためには農業所得の確保が重要だと考えている。このことを継続的に実現させることが、地域の維持、担い手の確保に繋がる。県は農業所得の確保に向け、どのような施策を考えているか。

答弁 令和6年度において農業生産一千億円達成プランをさらに見直すことも予定している。

収益性の高い農業の実現を目標とするということを見据え、担い手の経営基盤の強化、生産効率に向けた対策、ブランド化の強化をさらに推進することによりまして、農家の所得向上、そして確保につなげていく。

③ 能登半島地震から考える防災対策・インフラ整備について 【知事・警務部長】

質問 障害のある子供や、ケア体制が整っていないために避難することが困難な県民、妊婦、高齢者、障害者、持病のある方など、避難所での生活が困難な方々のために、福祉避難所の拡充または1.5次避難所のような異なる避難場所も必要と考えるがどうか。

答弁 福祉避難所の設定はそれぞれの市町村であるが、実際にワークするかどうかというのは、まだ課題が残っている。現実には防災したとき、そうした福祉避難所などを設置しておくことは非常に重要、効果的だと思うが、現実問題かなり数が多いときはDWA T、ケアマネ、そうした方々が組織されるようになっている。1.5次避難所、二次避難所みたいなところでケアをしていくということもやはり想定される。

今回もみなし避難所として旅館、ホテルの活用がなされている。私どもも協定を結び活用することも真剣にフォローアップしておく必要がある。

令和5年度の質問項目

令和5年6月定例会(令和5年6月15日)

(内容の詳細は本レポートの内部に記載してございます)

- ① 地域における食料安全保障の確立について 【知事】
- ② 伸びのびトークについて 【知事】
- ③ デジタルの推進に向けた地域経済の活性化について 【知事】

令和5年9月定例会(令和5年10月6日)

- ① 誰もが産み育てやすい環境の整備について 【知事・教育長・病院事業管理者】
- ② 持続可能な農業の維持・拡大について 【知事】
- ③ 高等学校の在り方について 【知事・教育長】

令和5年11月定例会(令和5年12月14日)

- ① 療育支援について 【知事】
- ② 県内全域における農業振興について 【知事】
- ③ 高等学校の魅力化について 【知事・教育長】
- ④ アクティビティを活用した観光振興について 【知事】

令和6年2月定例会(令和6年3月6日)

- ① デジタル人材の育成と社会実装に向けた拠点づくりについて 【知事】
- ② みどりの食料システム戦略の推進と持続可能な農業について 【知事】
- ③ 能登半島地震から考える防災対策・インフラ整備について 【知事・警務部長】

所属している各議員連盟

- 北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会連盟
- 鳥取県スポーツ振興議員連盟
- JR伯備線高速化・新幹線化促進三県議会議員協議会
- 山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会
- 山陰近畿自動車道整備促進三府県議会議員の会
- ブラジル鳥取友好議員連盟
- 鳥取県議会私学振興議員連盟
- 鳥取県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟
- 鳥取県の畜産業の発展を考える会
- 鳥取県の水産業の発展を考える会
- 鳥取県議会ボーイスカウト運動議員懇談会
- 鳥取・岡山県境議員連盟
- 商工会地域活性化議員連盟
- 中部興進議員連盟
- 県議会県民の警察を励ます会
- 中国横断自動車道岡山米子線4車線化促進議員連盟
- ジャマイカ・鳥取友好議員連盟
- 鳥取県議会条例研究議員連盟
- 自治体立病院を考える議員の会
- 鳥取砂丘コナン空港の「空の駅」化を進める議員研究会
- 鳥取県議会防衛議員連盟
- 航空自衛隊美保基地及び陸上自衛隊米子駐屯地を支え発展させる鳥取県議会議員の会
- 鳥取県議会看護問題対策研究議員連盟
- 地域交通を考える議員の会
- 鳥取県議会サウナ・アウトドアツーリズム促進議員連盟
- 鳥取県議会生活衛生関係営業興進推進議員連盟
- ラーメンから食文化の伝承と食料安全保障確立を考え地域の活性化と地方創生を目指す鳥取県議会議員連盟
- 鳥取県議会自転車活用推進議員連盟
- 鳥取港港湾整備利活用・圏域発展促進鳥取県議会議員連盟
- 鳥取県議会日台親善議員連盟
- 中山間地域の高校や専門高校における魅力ある学校づくりを支える鳥取県議会議員連盟
- とともにジェンダー平等を考える研究会

納品書

2025年6月20日

語堂正範

勝美印刷株式会社 鳥取支店

様

〒685-0100 鳥取県鳥取市長瀬818-1

支店長 田中 篤志

鳥取県東伯郡湯梨井町はわい長瀬818-1

電話 0858-35-4411 FAX 0858-48-5010

営業担当

下記の通り納品いたします。

合計金額 ¥58,300 - (うち消費税10% ¥5,300 -)

	品名	数量	単位	単価	金額	備考
7706000242 0000063150	活動報告フライヤー	10,000	枚	5.3	53,000	

小計	10%対象	53,000	消費税	5,300	合計額	58,300
計	非課税	0		(10%)		

3-2

領収証

No. 022402

様

年 月 日



但し

上記の金額正に領収いたしました。

現金	
小切手	
相殺	
振込	
約手	/

2020.11.50

鳥取県東伯郡湯梨井町はわい長瀬818-1
勝美印刷株式会社鳥取支店

支店長 田中 篤志

TEL (0858) 35-4411 (代)
FAX (0858) 48-5010

取扱者印



2020.11.50

(本証に社印及び取扱者印なきもの並びに金額の訂正したものは無効です。)



東伯郡 選出 鳥取県会議員

ごとう まさのり
語堂 正範

浦安小学校・東伯中学校
倉吉北高・東京農業大学 農学部 卒業
農家

総務教育常任委員会

委員長を2年間(2023年度～)務めました。

県外調査では、PFI方式(*)による美術館運営や不登校支援、学校の働き方改革、政府機関の移転、データ利活用センターでの統計資料の活用策など調査致しました。

また、県立博物館や岩美高校での調査を通じて、収蔵品の管理や高校の魅力化についての議論を行いました。

※ PFI (Private Finance Initiative)

公共施設の建設、維持管理や運営などの事業を、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法です



県政の課題等に関する多様な県民の意見を議員間で共有し、常任委員会の審査等に生かすため、地域に出向き広く県民の意見を聴く「出前県議会(*)」を実施しました。

人口減少や少子高齢化の進行により、地域の活力を維持し持続可能な地域づくりを進める上で、高等学校の存在がこれまで以上に大きくなる中、今後の政策提言につなげるため、鳥取中央育英高等学校における地域と連携した学校の魅力化に係る取組状況、課題等について、学校・地元自治体・同窓会等の関係者と意見交換を行いました。

※ 出前県議会

県政の課題や問題について、地域や団体に直接出向き、ご意見を広く多くの方にお伺いする取り組みです。



発行人 語堂 正範(ごとう まさのり)

電子メール

〒689-2311 鳥取県東伯郡琴浦町中尾461-6

電話 0858-27-1495 FAX 0858-27-1496

令和6年度 一般質問内容

令和6年6月定例会(6月19日)

- 白砂青松を守る松くい虫防除について【知事】
- 東郷湖羽合臨海公園(日本海エリア)の活用について【知事、教育長】
- 鳥取県の稲作政策について【知事】
- 歴史教育と教科書採択について【知事、教育長】

令和6年9月定例会(9月25日)

- 鳥取県の農業政策について【知事】
- 避難所環境の改善について【知事】
- 子どもたちのスポーツにおける今後の競技運営について【教育長】

令和6年11月定例会(12月5日)

- 木育の推進について【知事、教育長】
- 食パラダイス鳥取県の推進について【知事】
- 教育の実情について【教育長】

令和7年2月定例会(3月6日)

- 農業生産1千億円達成プラン改訂に伴う農業振興について【知事】
- シン・子育て王国とっとり運動の推進と子どもまんなか応援サポーター宣言の実現について【知事】
- 鳥取・岡山との地域連携・振興について【知事】



所属議員連盟

- 北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会連盟(幹事長)
- 鳥取県スポーツ振興議員連盟
- 山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会(会計監事)
- 山陰近畿自動車道整備促進三府県議会議員の会
- ブラジル鳥取友好議員連盟
- 鳥取県議会私学振興議員連盟
- 鳥取県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟
- 鳥取県の商産業の発展を考える会
- 鳥取県の水産業の発展を考える会
- 鳥取県議会ボーイスカウト運動議員懇談会(幹事長)
- 鳥取・岡山県議員連盟
- 商工会地域活性化議員連盟
- 中部興進議員連盟(副幹事長)
- 県議会県民の発展を促す会
- 中国横断自動車道岡山米子線4車線化促進議員連盟
- ジャマイカ・鳥取友好議員連盟(会計監事)
- 自治体立病院を考える議員の会
- 鳥取砂丘コナン空港の「空の駅」化を進める議員研究会
- 鳥取県議会防衛議員連盟
- 鳥取県議会看護問題対策研究議員連盟
- 地域交通を考える議員の会
- 鳥取県議会サウナ・アウトドアリズム促進議員連盟(事務局長)
- 鳥取県議会生活衛生関係営業推進議員連盟(会計監事)
- ラーメンから食文化の伝承と食料安全保障確立を考え地域の活性化と地方創生を目指す鳥取県議会議員連盟(事務局長)
- 鳥取県議会自転車活用推進議員連盟
- 鳥取県議会港湾整備・活用・密着発展促進鳥取県議会議員連盟(会計監事)
- 鳥取県議会日台親善議員連盟
- 中山間地域の高校や専門学校における魅力ある学校づくりを支える鳥取県議会議員連盟(幹事)
- とものにジェンダー平等を考える研究会(幹事)
- 農業振興議員連盟(事務局長)
- インド友好議員連盟
- フルーツ振興議員連盟

鳥取の県政を、もっと身近に!

ホームページでのご報告や動画も随時更新しております。



鳥取県より初めての総理大臣誕生! 石破茂 総裁
石破茂 総裁、延いては鳥取県より初めての総理大臣が誕生しました! 喜慶、通...



街宣車で鳥取県を横断! 自民党 鳥取県連 青年局...
北方領土返還運動を自民党鳥取県連青年局にて、鳥取県を横断する形(県庁市...



鳥取県議会! 令和6年9月定例会に向けて / 先月...
8月末〜9月始めにかけて、台風10号が猛威を振るいました。被災された方々...



農業関連・子育て施策・自虐史観を紐え付けな...
令和6年(2024年)6月30日に執り行われました。自由民主党鳥取県支部連...



鳥取県議会! 6月定例会 平井 鳥取県知事への質...
令和6年(2024年)6月定例会におきまして6月19日に付きました一般質問...



鳥取県議会! 6月定例会 黒月松く...
令和6年(2024年)6月定例会におきまして6月19日に付きました一般質問...

ごとう まさのり

動画はホームページ下部、

またはYouTubeチャンネルよりご覧下さい。



語堂正範 チャンネル



ホームページ



領収書

3-3

語堂 正範 様

¥ 100,000 -

価格は税込み

但 印刷物制作代として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

実施内容

金額

県政報告レポート制作(A4×4ページ)

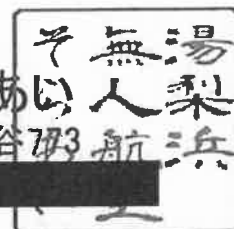
¥60,000 -

活動報告フライヤー制作(A4×2ページ)

¥40,000 -

計 ¥ 100,000 -

湯梨浜無人航空 そらあい
鳥取県 東伯郡湯梨浜町宇谷773



2009



東伯郡 選出 鳥取県会議員

ごとう まさのり
語堂 正範

浦安小学校・東伯中学校
倉吉北高・東京農業大学 農学部 卒業
農家

総務教育常任委員会

委員長を2年間(2023年度～)務めました。

県外調査では、PFI方式(*)による美術館運営や不登校支援、学校の働き方改革、政府機関の移転、データ利活用センターでの統計資料の活用策など調査致しました。

また、県立博物館や岩美高校での調査を通じて、収蔵品の管理や高校の魅力化についての議論を行いました。

※ PFI (Private Finance Initiative)

公共施設の建設、維持管理や運営などの事業を、民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う手法です



県政の課題等に関する多様な県民の意見を議員間で共有し、常任委員会の審査等に生かすため、地域に出向き広く県民の意見を聴く「出前県議会(*)」を実施しました。

人口減少や少子高齢化の進行により、地域の活力を維持し持続可能な地域づくりを進める上で、高等学校の存在がこれまで以上に大きくなる中、今後の政策提言につなげるため、鳥取中央育英高等学校における地域と連携した学校の魅力化に係る取組状況、課題等について、学校・地元自治体・同窓会等の関係者と意見交換を行いました。

※ 出前県議会

県政の課題や問題について、地域や団体に直接出向き、ご意見を広く多くの方にお伺いする取り組みです。



発行人 語堂 正範 (ごとう まさのり)

電子メール

〒689-2311 鳥取県東伯郡琴浦町中尾461-6

電話 0858-27-1495 FAX 0858-27-1496

令和6年度 一般質問内容

令和6年6月定例会(6月19日)

- 白砂青松を守る松くい虫防除について【知事】
- 東郷湖羽合臨海公園(日本海エリア)の活用について【知事、教育長】
- 鳥取県の稲作政策について【知事】
- 歴史教育と教科書採択について【知事、教育長】

令和6年9月定例会(9月25日)

- 鳥取県の農業政策について【知事】
- 避難所環境の改善について【知事】
- 子どもたちのスポーツにおける今後の競技運営について【教育長】

令和6年11月定例会(12月5日)

- 木育の推進について【知事、教育長】
- 食パラダイス鳥取県の推進について【知事】
- 教育の実情について【教育長】

令和7年2月定例会(3月6日)

- 農業生産1千億円達成プラン改訂に伴う農業振興について【知事】
- シン・子育て王国とっとり運動の推進とこどもまんなか応援サポーター宣言の実現について【知事】
- 鳥取・岡山との地域連携・振興について【知事】

所属議員連盟

- 北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会連盟(幹事長)
- 鳥取県スポーツ振興議員連盟
- 山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会(会計監事)
- 山陰近畿自動車道整備促進三府県議会議員の会
- フラジール鳥取友好議員連盟
- 鳥取県議会私学振興議員連盟
- 鳥取県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟
- 鳥取県の畜産業の発展を考える会
- 鳥取県の水産業の発展を考える会
- 鳥取県議会ボイスカウト運動議員懇談会(幹事長)
- 鳥取・岡山県議員連盟
- 商工会地域活性化議員連盟
- 中部興進議員連盟(副幹事長)
- 県議会県民の暮らしを助す会
- 中国横断自動車道岡山米子線4車線化促進議員連盟
- ジャマイカ・鳥取友好議員連盟(会計監事)
- 自治体立病院を考える議員の会
- 鳥取砂丘コナン空港の「空の駅」化を進める議員研究会
- 鳥取県議会防衛議員連盟
- 鳥取県議会警備問題対策研究議員連盟
- 地域交通を考える議員の会
- 鳥取県議会サウナ・アウトドアリズム促進議員連盟(事務局長)
- 鳥取県議会生活衛生関係営業推進議員連盟(会計監事)
- ラーメンから食文化の伝承と食料安全保障確立を考え地域の活性化と地方創生を目指す鳥取県議会議員連盟(事務局長)
- 鳥取県議会自転車活用推進議員連盟
- 鳥取県港湾整備・活用・地域発展促進鳥取県議会議員連盟(会計監事)
- 鳥取県議会日台親善議員連盟
- 中山間地域の高校や専門高校における魅力ある学校づくりを支える鳥取県議会議員連盟(幹事)
- とともにジェンダー平等を考える研究会(幹事)
- 農業振興議員連盟(事務局長)
- インド友好議員連盟
- フルーツ振興議員連盟

鳥取の県政を、もっと身近に!

ホームページでのご報告や動画も随時更新しております。



鳥取県より初めての総理大臣誕生! 石破茂 総裁...
石破 茂 総裁、選出は鳥取県より初めての総理大臣が誕生しました! 鳥取、道...



街宣車で鳥取県を横断! 自民党 鳥取県連 青年局...
北方領土通達運動を自民党鳥取県連青年局にて、鳥取県を横断する形(横断市...



【鳥取県議会】令和6年9月定例会に向けて / 先月...
8月末〜9月始めにかけて、台風10号が猛威を振るいました。被災された方々...



農業関連・子育て施策・自虐史観を植え付けな...
令和6年(2024年)6月30日に執り行われました。自由民主党鳥取県支部連...



【鳥取県議会】6月定例会 平井 鳥取県知事への質...
令和6年(2024年)6月定例会におきまして6月19日に行いました一般質問...



【鳥取県議会】6月定例会...
令和6年(2024年)6月定例会におきまして6月19日に行いました一般質問...

ごどう まさのり



動画はホームページ下部、

またはYouTubeチャンネルよりご覧下さい



語堂正範 チャンネル



ホームページ



4-1

請求書

鳥取県議会
議員 語堂 正範

様

請求金額 237,600円
(消費税等 21,600円を含む)

請求期間 令和 6年 10月 1日~令和 7年 9月 30日
(支払期日 令和 6年10月31日)

種類	配借先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
会費		1	18,000	12	216,000
		10%	【対象金額】		216,000
			【消費税等】		21,600

この件についてのお問合せは、鳥取支局 までお願い致します。(TEL:0857-22-2800)

ご利用明細票

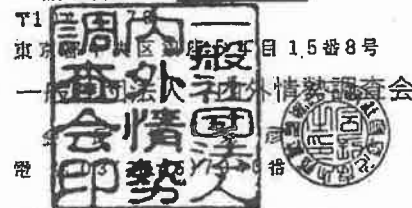
お取扱日	店番	取扱番号
06-10-08		A93140001
取扱店	取扱口座	振替受付票
	00120-3	45104
払込金額	*237,600	料金
		*0

払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管して下さい。消費料等が含まれています。

お借り入れ!口座貸越サービス

請求日

請求番号



登録番号: T1010005018622

4-2

請求書

鳥取県議会
議員 諸堂 正範

様

請求金額 237,600円
(消費税等 21,600円を含む)

請求期間 令和 7年 10月 1日~令和 8年 9月 30日
(支払期日 令和 7年10月31日)

請求日

請求番号

T1010005018622
東京都中央区豊洲5丁目15番8号

一般社団法人内外情勢調査会

〒103-8545
電話 03(5561)7600

登録番号: T1010005018622

種類	配信先(敬称略)	数量	月額	月数	請求金額
会費		1	18,000	12	216,000
		10%	【対象金額】		216,000
			【消費税等】		21,600

この件についてのお問合せは、鳥取支局 までお願い致します。(TEL:0857-22-2800)

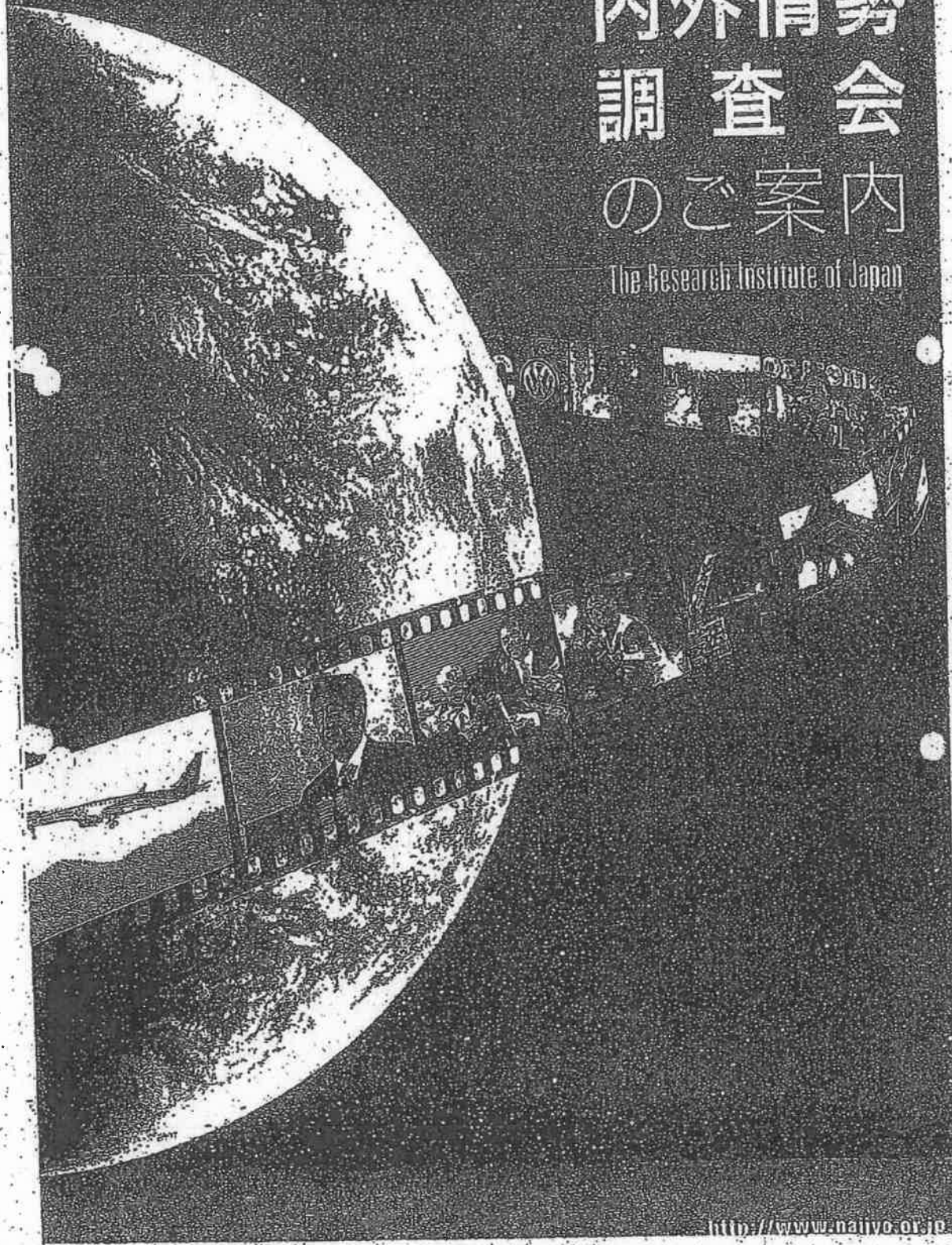
ご利用明細票

お取扱日	店番	取扱番号
07-11-17		A93170010
取扱店		
払込口座	00120-3	45104
払込金額	*237,600 料金 *0	
振替受付票		
払込みの証拠となるものに保存し、大切に保管してください。消費税等は含まれていません。		
〒689-2215 鳥取県鳥取市豊洲5丁目15番8号 一般社団法人内外情勢調査会 正範 様		
商品のご案内のため、個人情報の利用同意をお願いしています。		

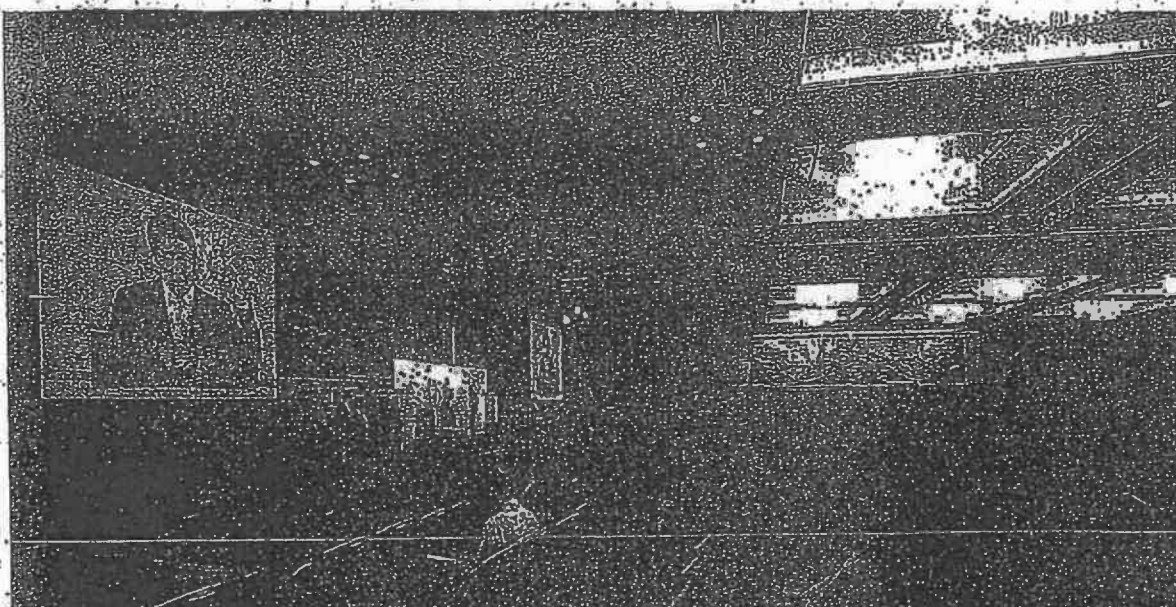
一般社団法人

内外情勢 調査会 のご案内

The Research Institute of Japan



<http://www.naiyo.or.jp>



時局と展望を手触りで識る

一般社団法人内外情勢調査会は、公正な世論の形成を目的に、時事通信社の関連団体として1954年12月に設立されました。

全国各地の企業経営者や官公庁の代表者などが会員として入会し、国内外の諸問題についての講演会や資料提供により、会員の知識の向上と理解の促進を図っています。

講演会は、全国各地の会員で構成する支部懇談会と、すべての会員を対象とする全国懇談会があり、それぞれ年間10回開催、講演会の年間開催回数はおよそ1500回に達します。

講師には、有力政治家、経済団体首脳、主要国の駐日大使、国内各地の自治体首長のほか、政治、経済、国際、防衛、文化などさまざまな分野の著名な専門家を招いています。

各講演会では、講師がそれぞれの専門テーマについて詳しく解説しますので、新聞、テレビなどのメディアからの情報とは異なり、時局や展望を手触りで捉えることができます。

講演会事業

支部懇談会

全国約150支部でそれぞれ年間10回、講演会を開催します。講師には、政治、経済、国際、防衛、文化などさまざまな分野の専門家や、各支部所在地の地方自治体首長、地元企業経営者などを招いています。支部懇談会は各地域の会員交流の場ともなっています。

全国懇談会

全国の会員を対象に、有力政治家、経済界首脳、官界幹部、主要国駐日大使などによる講演会を年間10回開催します。講演での重要発言は各方面に大きな反響を呼んでいます。

会員サービス

●会員は、全国懇談会と、会員が所属する支部懇談会に参加できます。参加の都度の費用は不要です。会費に含まれています。

●会員は、所属支部以外の支部懇談会にも参加できるゲスト会員制度があります。参加費は不要です。

●会員には月刊会報誌「J-TOP」(ジェイ・トップ)を定期送付します。

J-TOPは、全国懇談会の講演抄録、内情露郎の解説記事、会員企業紹介などお役に立つ情報を掲載しています。

●内外情勢調査会のホームページの会員専用ページで、全国懇談会の講演内容を動画でご覧いただけます。

●会費は、昭和32年3月22日付国税庁長官通知で、「会員となることが必要である法人については、これを支出した事業年度の損金に算入される」となっています。

●法人、個人どなたでも随時ご入会できます。

●年会費制。入会金は不要です。

●ご入会のお問い合わせは、内外情勢調査会あるいはお近くの時事通信社の支社・総局・支局へご連絡ください。



会報誌「J-TOP」

入会案内

お問い合わせ先

一般社団法人 内外情勢調査会 〒104-8178 東京都中央区銀座5-15-8
TEL: 03-3546-7040 FAX: 03-3542-8117 URL: <http://www.naijyo.or.jp>

時事通信社の支社・総局・支局

●北海道地区

札幌 011(241)2801
函館 018(22)6494
苫小牧 0144(32)2877
帯広 0155(23)3820
釧路 0154(22)5763
旭川 0166(24)2266
●東北地区
仙台 022(223)2900
青森 017(776)3155
秋田 018(829)8581
盛岡 019(522)2442
山形 023(531)2157
福島 024(591)8351
郡山 024(933)6611
いわき 0246(25)2225
●関東・甲信越地区
東京 03(3546)7057
立川 042(525)5022
相模 045(681)3025

川崎 044(244)1300
厚木 046(229)5387
湘南 0453(23)5333
千葉 043(224)2011
さいたま 048(822)1525
川越 049(223)0333
鶴岡 027(291)1120
宇都宮 028(622)1731
水戸 028(221)3607
つくば 029(852)6171
甲府 055(224)3121
長野 026(232)3230
松本 0263(33)2077
諏訪 0265(52)1331
新潟 025(246)8911
●中部地区
名古屋 052(231)4649
豊橋 0532(55)5711
岡崎 0584(22)7450
静岡 054(252)1823

浜松 053(453)4335
沼津 055(963)5115
岐阜 058(262)9749
津 059(228)2853
富山 076(432)6754
金沢 076(221)3171
福井 0776(57)1640
●近畿地区
大阪 06(6223)1213
堺 072(232)9762
京都 075(221)3454
神戸 078(362)5906
阪神 06(6413)1091
姫路 079(223)9135
大津 077(522)3915
奈良 0742(22)4511
和歌山 073(422)5529
●中国地区
広島 082(221)9381
岡山 086(222)7601

鳥取 0857(22)2800
松江 0852(21)3594
山口 083(922)0787
●四国地区
松山 089(921)8101
高松 087(821)6111
徳島 088(622)5166
高知 088(872)1717
●九州・沖縄地区
福岡 092(741)2536
久留米 0942(33)5436
北九州 093(521)4631
下関 0832(66)2344
佐賀 0952(26)3434
長崎 095(822)5680
熊本 098(325)5300
大分 097(534)5500
宮崎 0985(29)9111
鹿児島 099(228)0565
那覇 098(687)1211

No. 20250100001407-001

5-1

請求書

2025年1月31日
(2025年1月1日～2025年1月31日)

〒689-2315 (顧客番号 [REDACTED])

鳥取県東伯郡琴浦町上伊勢118

語堂 正範 様



株式会社

新日本海新聞社

本社 〒680-8688
鳥取市富安2丁目137番地

TEL 0857-21-2887

中部本社 〒682-8505
倉吉市上井町1丁目156番地

TEL 0858-26-8300

登録番号 T5270001000307

前月繰越額	当月ご入金額	当月お申込額	当月消費税	当月ご請求額	翌月繰越額
0	0	50,000	5,000	55,000	55,000

支払期限

2025/02/28

振込番号	振込日	件名(内容)	スペース	面	単価	金額
0391-0	1/01	年会費 2025日本海政経懇話会		0	0	50,000

No. 20250200000663-001

領収証

請求月日

2025/02/28

〒689-2315

(顧客番号 [REDACTED])



株式会社

新日本海新聞社



鳥取県東伯郡琴浦町上伊勢118

語堂 正範 様

TEL 0858-52-3453

本社 〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地

TEL 0857-21-2887

中部本社 〒682-8505 倉吉市上井町1丁目156番地

TEL 0858-26-8300

ご請求額内訳			
11月分以前	12月分	01月分	02月分
0	0	55,000	0

当月ご請求額

55,000

領収
月日

7年3月31日

但し

※金額を訂正した
もの、社印及び
係印のないもの
は、無効としま
す。

不許複製

入金内訳	現金	1	小切手	2	振込	3	手形	4	相殺	5
		5	5	0	0	0				

下記の通り領収致しました。

領収額 55,000

値引額

取扱者

200

お振込みの際の手数料は、お客様のご負担でお願い致します。

- 口座名義 ■
株式会社 新日本海新聞社
- 取引銀行 ■
山陰合同銀行 倉吉支店 (普) 2417411
鳥取銀行 倉吉中央支店 (普) 0026415
倉吉信用金庫 本店営業部 (普) 020489
鳥取信用金庫 倉吉支店 (普) 093213

ご請求内訳		当月お申込額	当月お支払額
10% 対象額	50,000円		50,000円
10% 消費税	5,000円		5,000円
合計	55,000円		55,000円

日本海政経懇話会規定

■ 第1章 総則

第1条 本会は日本海政経懇話会と称する。

第2条 本会は中央との緊密な交流を図り、地域開発を促進する。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1、中央の政治、経済、文化情勢を速やかに知るとともに、山陰の政治、経済、文化情勢を中央に反映させるため、例会を開催するほか、これらの情報、資料を収集する。

2、その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4条 本会の事務局は鳥取市富安2丁目137、新日本海新聞社鳥取本社内におく。また会の運営を円滑に行うため地区事務局をおくことができる。

第5条 本会の例会など一切の企画、運営は新日本海新聞社が行う。

■ 第2章 会 員

第6条 本会を組織し、維持するために会員をおく。

第7条 本会の趣旨に賛同し会員になろうとするものは、所定の申込書をもって本会に申し込むものとする。

第8条 会員の権利、義務は、会費を納付した時から発生する。

第9条 入会期間は1ヵ年(1月～12月)を単位とし、名義変更は届け出によって何時でもできる。

第10条 本会を脱会しようとする時は、脱会届出書を事務局に提出しなければならない。届け出のない会員は自動的に会員の資格を継続する。

第11条 会員が本会の運営を妨げるなど名誉を毀損する行為をした場合、事務局はその会員を除名することができる。(会費は返却しない)

■ 第3章 会 費

第12条 会費は年額55,000円(消費税込)とする。

第13条 会費の納入は原則として前納とし、入金後の返金はしない。

第14条 会員は原則として会費以外の経費分担をしない。

■ 第4章 支 部

第15条 本会に支部を組織する。支部は原則として1地区の会員100人以上を単位として組織する。

第16条 例会は原則として支部単位で開催する。

■ 第5章 役 員

第17条 本会の運営を円滑に行うため次の役員と職員をおく。

1、代表世話人 1名 2、事務局長 1名 3、地区事務局長 1地区1名

第18条 代表世話人は新日本海新聞社代表取締役社長とする。事務局長は代表世話人が任命する。

第19条 役員は任期は別に定めない。

第20条 本会に名誉会長および顧問をおくことができる。

日本海政経懇話会事務局

支部支部

新日本海新聞社本社

営業局事業部内

〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地

TEL.0857-21-2885 FAX.0857-21-2891

E-mail: seikeikon@nnn.co.jp

但馬支社

〒669-6701 兵庫県養父郡新温泉町芦屋165-1

TEL.0796-82-4541 FAX.0796-82-4544

E-mail: taijima@nnn.co.jp

中部支部

新日本海新聞社中部本社

営業部事業課内

〒682-8505 倉吉市上井町1丁目156番地

TEL.0858-26-8340 FAX.0858-26-8310

E-mail: k-seikeikon@nnn.co.jp

西部支部

新日本海新聞社西部本社

営業局事業課内

〒683-8620 米子市三崎3060番地

TEL.0859-34-8813 FAX.0859-34-8817

E-mail: s-seikeikon@nnn.co.jp

2025年8月～12月の講師



【西部】
8月25日(月)

上智大学総合グローバル学部教授
前嶋和弘氏



【東部】
8月28日(木)

【中部】
8月29日(金)

政治経済評論家
古賀茂明政策ラボ代表
古賀茂明氏



【西部】
10月15日(水)

吉野家ホールディングス名誉会長
安部修仁氏



【東部】
10月16日(木)

【中部】
10月17日(金)

マーケティングアナリスト
原田曜平氏



【東部】
12月2日(火)

野球解説者
千葉ロッテマリーンズスペシャルアドバイザー
里崎智也氏



【中部】
12月3日(水)

【西部】
12月4日(木)

政治ジャーナリスト
共同通信社客員論説委員
後藤謙次氏

日本海政経懇話会

日本を代表する論客や実業家、著名人らを講師に迎え、時機をとらえたテーマの講演会を開催しております。
皆さまの経済・地域・社会活動、そして日本と地域の将来を描く助になれば幸いです。

2025年の後半も鳥取県東部・中部会場と西部会場で
別々の講師をお招きします。
会員は全ての会場にご参加いただけます。

※日程、講師は変更になる場合があります。



HP

2025

日本海 政経懇話会 2026



3月/東・中・西部例会

落語家

蝶花楼 桃花氏

4月/東部例会

経済ジャーナリスト

井上 久男氏

4月/中・西部例会

「政経電論」編集長

佐藤 尊徳氏

6月/東・中部例会

中国問題研究家

垂 秀夫氏

6月/西部例会

文芸評論家

三宅 香帆氏

入会のご案内

日本を代表する論客や実業家、著名人らを講師に迎え、時宜をとらえたテーマの講演会を開催しております。皆さまの経済・地域・社会活動、そして日本と地域の将来を描く一助になれば幸いです。

年会費(1月～12月)

55,000円(税込)

- 会員は全ての会場にご参加いただけます。
- 鳥取県内各会場(東部、中部、西部)で年間6回の例会を開催します。さらに特別例会を追加で行うこともあります。
- 会員限定の特典もあります。詳細は裏面またはHPをご覧ください。

※日程、講師は変更になる場合があります。



公式サイト

日本海政経懇話会2026 会員特典

1 日本海新聞主催イベントへの優待および割引

日本海新聞が2026年に主催するイベントの優待、または入場料を会員様限定で割引いたします。優待・割引制度に関してはその都度ご案内いたします。イベントにより対象外もありますので、ご了承ください。

2 日本海新聞旅行部が提供する企画旅行を5%割引

日本海新聞旅行部が企画、販売する旅行代金を会員様限定で5%割引いたします。同伴のご家族の方も対象に含みます。

3 定例会と特別例会への参加

各界で活躍する著名な講師を迎え、東・中・西部の各会場で開催する年に6回の定例会および特別例会にご参加いただけます。会員はどの会場でも参加可能です。例会参加特典として名刺交換会も行います。

※講師によっては実施しない場合もあります。

4 会員向け専用ホームページ

例会の開催案内や講演のアーカイブ視聴などの情報を提供します。
※講師によりアーカイブ視聴配信不可、視聴期間が限定される場合もございます。あらかじめご了承ください。



日本海政経懇話会規定

第1章 総 則

第1条 本会は日本海政経懇話会と称する。

第2条 本会は中央との緊密な交流を図り、地域開発を促進する。

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1、中央の政治、経済、文化情勢を速やかに知るとともに、山陰の政治、経済、文化情勢を中央に反映させるため、例会を開催するほか、これらの情報、資料を収集する。
- 2、その他、本会の目的達成に必要な事業。

第4条 本会の事務局は鳥取市富安2丁目137、新日本海新聞社鳥取本社内におく。また会の運営を円滑に行うため地区事務局をおくことができる。

第5条 本会の例会など一切の企画、運営は新日本海新聞社が行う。

第2章 会 員

第6条 本会を組織し、維持するために会員をおく。

第7条 本会の趣旨に賛同し会員になろうとするものは、所定の申込書をもって本会に申し込むものとする。

第8条 会員の権利、義務は、会費を納付した時から発生する。

第9条 入会期間は1か年(1月~12月)を単位とし、名義変更は届け出によって何時でもできる。

第10条 本会を脱会しようとする時は、脱会届出書を事務局に提出しなければならない。届け出のない会員は自動的に会員の資格を継続する。

第11条 会員が本会の運営を妨げるなど名誉を毀損する行為をした場合、事務局はその会員を除名することができる。(会費は返却しない)

第3章 会 費

第12条 会費は年額55,000円(消費税込)とする。

第13条 会費の納入は原則として前納とし、入金後の返金はしない。

第14条 会員は原則として会費以外の経費分担をしない。

第4章 支 部

第15条 本会に支部を組織する。支部は原則として1地区の会員100人以上を単位として組織する。

第16条 例会は原則として支部単位で開催する。

第5章 役 員

第17条 本会の運営を円滑に行うため次の役員と職員をおく。

- 1、代表世話人 1名 2、事務局長 1名 3、地区事務局長 1地区1名

第18条 代表世話人は新日本海新聞社代表取締役社長とする。事務局長は代表世話人が任命する。

第19条 役員の任期は別に定めない。

第20条 本会に名誉会長および顧問をおくことができる。

日本海政経懇話会事務局

東部支部

新日本海新聞社本社 事業部内
〒680-8688 鳥取市富安2丁目137番地
TEL.0857-21-2885 FAX.0857-21-2891
E-mail: seikeikon@nnn.co.jp

中部支部

新日本海新聞社中部本社
〒682-8505 倉吉市上井町1丁目156番地
TEL.0858-26-8349 FAX.0858-26-8310
E-mail: k-seikeikon@nnn.co.jp

西部支部

新日本海新聞社西部本社 事業部内
〒683-8520 米子市岡三柳3060番地
TEL.0859-34-8813 FAX.0859-34-8817
E-mail: s-seikeikon@nnn.co.jp

6-1

請求明細書

令和08年04月06日 締切分

PAGE

1

689-2315

東伯郡琴浦町上伊勢118

語堂正範 御中

TEL 0858-52-3453

FAX 0858-52-3453

旬刊政経レポート
株式会社 山陰政経研究所

〒680-0911

本社 鳥取市千代水 4-18 丸信ビル

TEL (0857) 28-4411

FAX (0857) 28-4091

登録番号 T7270001000239

毎度ありがとうございます。下記の通り御請求申し上げます。

前回御請求額	御入金額	繰越金額	今回御買上額	消費税	今回御請求額
			25,600	2,560	28,160

商品コード	商品名	数量	単位	単価	金額
令和08/04/06					課10.0%
00000068	レポート購読料(12ヵ月分) R7/4-R8/3	1	部	28,160	28,160
	【合計 課税10.0% 税抜額】				25,600
	【合計 課税10.0% 消費税額】				2,560

領 収 証

No. 002908

語堂正範

様

2026年4月17日

登録番号:T7270001000239

金額	¥	28,160	円
----	---	--------	---

但し

内	現金	
訳	小切手	

上記金額正に領収致しました

収 入

印 紙

取扱者

旬刊政経レポート	R7年4月~R8年3月分
企業年鑑	年版 冊分
企業年鑑広告料	
暑中見舞広告料	
年賀広告料	

税率 税抜金額

10% 消費税額

株式
会社

山陰政経研究所

鳥取市千代水4-18

TEL (0857) 28-4411 FAX (0857) 28-4091

政経レポート 企業年鑑

会派・議員連盟関係政務活動費計上額一覧表

議員名:

語堂 正範

領収書等番号:

7-1

会派・議員連盟の名称	政務活動費計上金額	
	計上額	計上方法
会派関係（鳥取県議会自由民主党）	11,917	精算書のとおり
北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟	3,810	収支決算書のとおり
山陰海岸ジオパーク推進三府県議会議員の会	17,165	収支決算書のとおり
鳥取県森林・林業・林産業活性化促進議員連盟	6,343	収支決算書のとおり
鳥取・岡山県境議員連盟	5,324	収支決算書のとおり
中部振興議員連盟	2,345	収支決算書のとおり
自治体立病院を考える議員の会	5,139	収支決算書のとおり
鳥取県議会看護問題対策研究議員連盟	380	収支決算書のとおり
鳥取県・インド友好議員連盟	550	収支決算書のとおり
政務活動費計上額合計	52,973	

※1) 会派、各議員連盟の政務活動費計上額に係る証拠書類は、会派、各議員連盟の関係書類(収支決算書)を援用します。

※2) 「計上方法」欄は、収支決算書どおりの金額を計上する場合は「収支決算書のとおり」と記載し、旅費調整など一部計上する場合はその内容を記載してください。

北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟県外調査(8/18-19) 精算表

語堂 正範 議員

項目	金額	按分等	県外調査経費		備考
				政務活動費 充当額	
交通費	航空券(鳥取空港～羽田空港 往復)		77,680	77,680	
	航空券発券手数料		1,100	1,100	
	航空券振込手数料	1/9	49	49	
	JR(大宮駅～新潟駅)8/18(月)		10,730	10,730	
	JR(羽田空港～浦和駅)8/19(月)		0	0	各自購入
	JR(浦和駅～大宮駅)8/19(月)		0	0	各自購入
	JR(新潟駅～東京駅)8/19(火)		11,160	11,160	
	JR(東京駅～羽田空港)8/19(火)		0	0	各自購入
	JR振込手数料	1/10	44	44	
	バス代(浦和駅～埼玉県庁)8/18(月)		0	0	各自購入
	タクシー代(埼玉県庁～浦和駅)8/18(月)	1/3	656	656	
	タクシー代(新潟駅～拉致現場～新潟県庁)8/19(火)	1/4	1,012	1,012	
	タクシー代(新潟県庁～新潟駅)8/19(火)	1/3	600	600	
宿泊費	JR東日本ホテルメッツ 新潟 8/18(月)		13,900	13,900	
お土産	お土産+手揚げ袋	1/10	1,166	1,166	白うさぎフィナンシェ:6箱
食事	8/18(月)昼食(うおや一丁)		800	800	
	8/18(月)夕食(和.伊の台所 五十八)		6,600	6,600	
合計			134,934	125,497	118,097

↑政務活動費計上額

7年8月15日

書 收 領

北朝鮮の拉致問題早期解決促進
馬取果議会議員連盟 様

[illegible]

但し お土産代として

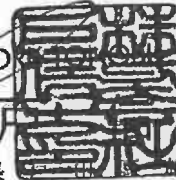
5万円未満	非課税
100万円以下	200円
200万円以下	400円
300万円以下	600円
500万円以下	1,000円

現	金	✓
小切手(枚)		
手形(枚)		

取扱印	部
-----	---

株式会社

代表取締役社長



本社：〒680-0915 鳥取市緑ヶ丘2丁目667番地14
TEL. (0857)24-5872(代) FAX. (0857)24-5817

$$11,664\text{円} \div 10\text{名} = 1,166\text{円}$$



AB No. 582522

お客様コード

2025 年 8 月 8 日

DATE

領 収 証 RECEIPT

RECEIVED FROM

語堂 正範

様

領 収 金 額
THE SUM OF

¥ 100,670 -

但し
FOR

航空券、JR券代

上記金額正に領収致しました
The above sum has been duly received.

発行番号

※クレジットカードによる領収(お支払い)の場合、印紙税法上の金銭又は有価証券の
受取に該当しないため、収入印紙の貼付は不要となっています。

FORM OF PAYMENT

現金 CASH	
小切手 CHECK	
銀行振込 BANK REMITTANCE	7/16 78,780- 7/29 21,890-
ギフト券 GIFT TICKET	
クレジットカード CREDIT CARD	

東武トップツアーズ株式会社
鳥 取 支 店
鳥取市富安2丁目159番地
TEL 050-9002-5454



乗車券・新幹線特急券 *****
乗車券 8月20日まで有効

大 宮 → 新 潟
8月18日 (16:05発) (17:42着) C22
とき 327号 10号車 14番D席
¥10,730 内訳: 乗5,500・特5,230

80742-911

2025.-7.18@鳥取 (4-夕) 00127901
15871 J18VNT 01 3601

乗車券・新幹線特急券 *****
乗車券 8月21日まで有効

新 潟 → 東 京 (都区内)
8月19日 (12:27発) (14:28着) C45
とき 320号 8号車 8番C席
¥11,160 内訳: 乗5,720・特5,440

80743-026

券面の都区内各駅下車前途無効

2025.-7.22@鳥取 (4-夕) 01217901
15987 J192TT 01 3601

日 付	お払戻金額	お預り金額	お利息	差 引 残 高	備 考
-----	-------	-------	-----	---------	-----

14	07-07-16		723,100		
15	07-07-16		440		
16	07-07-16	723,100	振込資金		東武トップツアーズ振込(航空券代)
17	07-07-16	440	振込手数料		東武トップツアーズ振込手数料
19	07-07-29		262,680		
20	07-07-29		440		
21	07-07-29	262,680	振込資金		東武トップツアーズ振込(JR代)
22	07-07-29	440	振込手数料		東武トップツアーズ振込手数料
23					
24					

振込手数料 440円 ÷ 9名 = 49円
 (斉木議員、野坂議員、川部議員、語堂銀、福浜議員、鹿島議員、前原議員、前住議員、玉木議員)

日付	お払戻金額	お預り金額	お利息	差引残高	備考
14: 07-07-16		723,100			
15: 07-07-16		440			
16: 07-07-16	723,100	振込資金			東武トップツアーズ振込(航空券代)
17: 07-07-16	440	振込手数料			東武トップツアーズ振込手数料
19: 07-07-29		262,680			
20: 07-07-29		440			
21: 07-07-29	262,680	振込資金			東武トップツアーズ振込(JR代)
22: 07-07-29	440	振込手数料			東武トップツアーズ振込手数料
23:					
24:					

振込手数料 440円 ÷ 10名 = 44円

(斉木議員、野坂議員、坂野議員、川部議員、語堂銀、福浜議員、鹿島議員、前原議員、前住議員、玉木議員)



領収書

北朝鮮拉致問題早期解決促進鳥取県議会議員連盟 様

¥1,970-

10%対象小計: ¥1,970 (うち消費税額¥179)

タクシー料金 (手配料を含む): ¥1,970

タクシー利用料金 (GO) として、正に領収いたしました。
[]にてお支払い

乗車明細

利用日 2025/08/18(月)

乗車場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目 埼玉県庁 議事堂前

降車場所 埼玉県さいたま市浦和区高砂1丁目 浦和駅西口

CO2削減量 94.5g

CO2排出量 111.4g

発行日: 2025/08/18

Order ID: 0f5335ca-26b0-4fe6-a32d-a630fb72284d

登録番号: T2011501015896

GO株式会社

〒106-0041

東京都港区麻布台1丁目3-1

麻布台ヒルズ森JPタワー23F

TEL 030-3183-1280

(同乗) 野坂議員、鹿島議員、語堂議員
1,970円 ÷ 3名 = 656円

お名前 語堂 正範

様

お部屋番号 904

ご人数 1

ご到着 2025/08/18

ご出発 2025/08/19

日付	ご明細	部屋番号	料金	お支払等	備考	1
08/18	前受金 ◇ご宿泊代	904	13,900	13,900		

ご請求金額

0 (内 宿泊税等: 0)

◇:この請求書を仕入税額控除対象の確証としてご利用いただけます。

10%対象 13,900 (消費税 1,263)

■:消費税課税対象外

※:その他

収入印紙
貼付欄

ご署名

発行番号 081833154437 P 1 1 33 * 1 1
25/08/18 19:54 1052

ポイント 前回までP: 0 今回P: 0

○タクシー代

令和7年8月19日(火)

新潟駅南口 ～ 横田めぐみ拉致現場(新潟市中央区内) ～ 新潟県庁議会庁舎前

領	収	
		No. 1442
日付	2025年08月19日	
車番	000203	000
メータ運賃		¥4,050-
合計	¥4,050-	
内消費税等		¥368-
消費税率		10%
上記の通り領収致しました		
新潟第一交通株式会社		
登録番号：T9-1100-0100-0054		
配車センター 025-377-2506		
(現金・電子決済・その他)		

<同乗> 野坂議員、福浜議員、語堂議員、前住議員

4,050 円 ÷ 4人 ≒ 1,012円

○タクシー代

令和7年8月19日(火)

新潟県庁議会庁舎前 ～ 新潟駅南口

領 収 書

No.7113

日付 '25年08月19日

車番 000088 000

基本運賃 ¥1800円

合計 ¥1800円

上記の通り領収致しました

消費税率 10%

 毎度ご乗車
ありがとうございます。

都タクシー株式会社

新潟市中央区下所島2丁目2-12

配車センター (TEL) 283-1139

登録番号 T4-1100-0100-5470

<同乗> 福浜議員、語堂議員、玉木議員

1,800円 ÷ 3人 = 600円

【様式】

政 務 活 動 一 覧

議員名：語堂正範

旅行期間	活動日時	活動先			政務活動の 内容	関連領収 書番号
		住所	活動先の名称	対応部局等		
8/18-19	終日	埼玉県、新潟県	埼玉県・新潟県 議会事務局	県議会議員 議会事務局等	拉致条例策定 に向けた調査	8-1

- ・交通費（JR等運賃、タクシー代、駐車場代）、宿泊費、会議等への参加費及び会議の開催経費（会場代、講師謝金等）に政務活動費を充当する場合に記載すること。
- ・移動日等も含め政務活動が複数日に渡る場合は、移動日等を含めた「旅行期間」と実際の政務活動を行った「活動日時」を記載すること。なお、旅行期間が1日である場合は、旅行期間欄は空欄とし、活動日時欄の時間は記載不要とする。
- ・県外及び国外での政務活動については、別途「活動報告（県外・国外）」を提出すること。

活動報告（県外・国外）

議員名：語堂正範

活動事項	拉致条例策定に向けた視察調査
活動年月日	2025年8月18日移動・視察調査・宿泊 8月19日視察調査
場所	埼玉県議会事務局（さいたま市浦和区高砂三丁目15-1） 新潟県議会事務局（新潟市中央区新光町4番地1）
活動の相手方	【埼玉県】 埼玉県議会自由民主党議員団 福祉部社会福祉課長 教育局人権教育課長 【新潟県】 新潟県議会 拉致問題室長 政策企画員
活動の目的	拉致条例が策定されている県に訪問し、条例制定までの経緯、効果などの調査
活動の内容	【埼玉県】 「埼玉県拉致問題等の早期解決に向けた施策の推進に関する条例」制定の取組についての聞き取り調査 【新潟県】 「新潟県拉致問題等の啓発の推進に関する条例」制定について ① 条例制定に至った経緯等 ② 新潟県における拉致問題に係る取組について聞き取り調査
活動の結果等	各県とも拉致問題に対する課題に認識は高く、条例を策定することによる効果を確認することが出来た。 被害者家族の高齢化が進み、問題解決まで一刻の猶予もないことに鑑みると、拉致問題等の早期解決を目指し、拉致問題等に関する条例制定は鳥取県でも必要とあらためて認識する結果となった。
関連領収書番号	8-1